


安芸高田市公共施設等総合管理計画 個別計画

(1) 公共施設 ⑧博物館等（地区集会所）編

平成 29 年 3 月

 広島県安芸高田市

【担当課】

危機管理課 財産管理課 政策企画課 環境生活課 人権多文化共生推進課
社会福祉課 子育て支援課 高齢者福祉課 保健医療課 地域営農課 農林水
産課 商工観光課 管理課 住宅政策課 建設課 上下水道課 消防総務課
教育総務課 生涯学習課

目 次

1 個別計画策定の趣旨及び概要	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 概要	1
2 施設別財産状況	2
3 各種分析結果	3
(1) 利用状況・施設管理コストの状況	3
(2) 施設配置状況	4
4 施設について	5
(1) 施設の役割	5
(2) 現状と課題	5
(3) 今後の施設の考え方	5
5 再編検討結果	6

1 個別計画策定の趣旨及び概要

(1) 策定の趣旨

安芸高田市が有している公共建築物やインフラ資産は、今後において大量に更新時期を迎えます。厳しい財政状況や人口減少等による利用需要の変化等がある中、公共建築物やインフラ資産の長期的視点による更新統廃合等を計画的に実施し、財政負担の平準化と施設の最適な配置を行う必要があります。安芸高田市は第2次総合計画及び第3次行政改革大綱と連動した施設面の基本的取組を示すため、平成26年度に「安芸高田市公共施設等総合管理計画（以下、「管理計画」という。）」を策定しました。管理計画の公共建築物管理基本方針による地区集会所施設の再編については、中・長期的に取り組む必要があることから、個別計画を策定しました。

(2) 概要

- 本計画は、管理計画「第4章 1. 公共建築物管理基本方針 (8) 博物館等（人権会館・地区集会所を含む）」の方針に基づき、施設のあり方について検討した結果を具体的に示したものです。

• 地区集会所は、役割を検討しながら譲渡又は廃止を進めます。

- 本計画の実施期間は、管理計画の計画期間に合わせた平成47年度までとします。
- 今後の計画推進については、行財政改革の事項として取り組むことから本市行財政改革実施組織においてその進行管理を行うとともに、計画の改定や目標の見直しを行います。

計画名	H26	H27	→	H47
管理計画	➡			
個別計画		➡		
【行革】進行管理		➡		

2 施設別財産状況

No	施設名称	所在地	運営 形態 ※1	建築 年次 (年)	経過 年数 (年)	耐用年数 (年) ※2	構造	延床面積 (㎡)	備考
1	青迫・浄安寺集会所	吉田町常友 1538 番地 2	直営	S55	34	22	木造モルタル2階建	129.60	
2	吉田東集会所	吉田町吉田 2457 番地 1	直営	S55	34	24	木造モルタル1階建	132.00	
3	古井出集会所	甲田町下小原 1716 番地 1	直営	S56	33	24	木造モルタル1階建	130.46	
4	花の木集会所	甲田町下小原 1212 番地 4	直営	S60	29	24	木造モルタル1階建	140.79	

※1 運営形態の「指定」は指定管理表しています。

※2 耐用年数は、財務省令「減価償却資産の耐用年数に関する省令」を用い記載したもので、使用可能期間を示すものではありません

3 各種分析結果

(1) 利用状況（延べ利用人数）・施設管理コストの状況

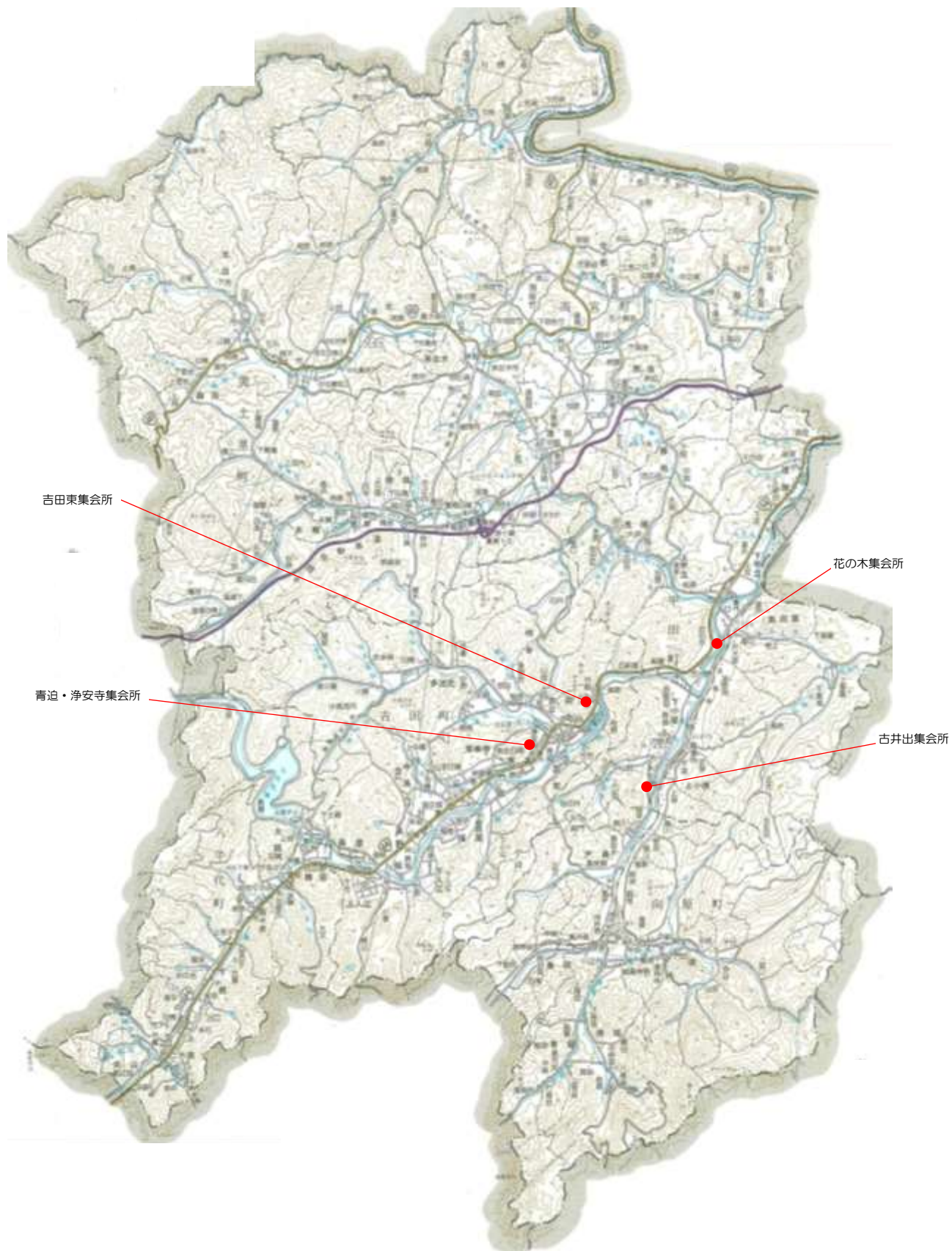
施設名	利用状況（延べ利用人数）	施設管理費（千円）	管理運営費と総延床面積 1㎡当たりのコスト（円）	管理運営費と利用者 1人当たりのコスト（円）
青迫・浄安寺集会所	40人	130千円	1,000円	3,250円
吉田東集会所	100人	169千円	1,280円	1,690円
古井出集会所	260人	99千円	762円	381円
花の木集会所	1,070人	130千円	923円	122円

※平成 26 年度管理費と利用人数により算出

※利用人数は、集会所管理者の聞き取りにより行う。

(2) 施設配置状況

本編で対象としている施設の配置状況を示しています。



4 施設について

(1) 施設の役割

本編に示す地区集会所は、当初、同和対策事業により人権・同和問題の解決を促進するとともに、福祉の増進及び地域コミュニティ活動の拠点づくりを目的に（同和）教育集会所として建設されたが、現在では、実質的に市内に点在している地区集会所と同様に、もっぱら地域コミュニティ活動の拠点としての活用に至っていません。

(2) 現状と課題

地区集会所 4 施設は、全て耐用年数を超過し、ほぼ築 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいます。また、施設によっては、ほとんど利用の無いものもあります。

現在は、「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例」に基づき、市直営で、維持管理をおこなっていますが、既に市全体としては、平成 23 年度以降、地区集会所については、廃止及び必要あれば地元地域への譲渡を進めており、当該 4 施設についても、第 2 次行政改革推進計画に基づき、同様の方向性で協議を進めてはいるものの、地元並びに関係団体との意見の相違があり、合意形成が得られず大きな課題となっています。

(3) 今後の施設の考え方

管理計画「第 4 章 1. 公共建築物管理基本方針 (8) 博物館等（人権会館・地区集会所を含む）」の方針に基づき、地区集会所については、これまでと同様に、地元及び関係団体との協議を継続し、慎重に合意形成を図り、役割を検討しながら譲渡又は廃止を進めます。

また、現状においても老朽化が刻々と進んでいることから、地元及び関係団体との合意形成をスムーズに図るためにも、地元譲渡の可能性の高い施設については、適宜、改修・改善を施します。

5 再編検討結果

施設名	方針	スケジュール						備考
		H28	H29	H30	H31	H37 まで	H47 まで	
青迫・浄安寺 集会所	廃止・譲渡	協議	→	→	→	→	→	関係団体との協議の中で、人権多文化共生推進課の所管施設5施設を含め、全体での協議を進めることとしている。
吉田東集会所	廃止・譲渡	協議	→	→	→	→	→	
古井出集会所	廃止・譲渡	協議	→	→	→	→	→	
花の木集会所	廃止・譲渡	協議	→	→	→	→	→	

※1 方針の「継続」は規模・機能の適正化を行いつつ大規模改修及び更新を行い継続維持する施設を、「廃止」は廃止する施設を、「譲渡」は地元への施設無償譲渡を表します。

※4 スケジュールの「調査」は施設現況調査実施を、「計画」は施設現況調査結果を踏まえた長寿命化等の計画策定を、「検討」はあり方の検討開始を、「協議」は地元との協議による合意形成を、「廃止」は施設廃止を表します。

